

平和文化月間ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は平和文化月間の取組を周知するためのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、(公財)広島平和文化センター（以下「平和文化センター」という。）に帰属する。

(使用対象)

第3条 ロゴマークを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 平和文化月間の取組を実施する団体でア又はイに該当すること。

ア 国、若しくは地方公共団体、公益法人、報道機関等公共性のある団体または、これに準ずる団体

イ ア以外で、団体の所在地、組織及び運営が明確であり、特定の政党や宗教に関係がないこと。

(2) その他(公財)広島平和文化センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、使用対象としないものとする。

(1) 平和文化センターの信用又は品位を害するおそれがあると認められるもの

(2) 自己の商標または意匠とするなど独占的に使用しておそれがあると認められるもの

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの

(4) 特定の宗教の普及宣伝活動、政治活動または選挙活動に使用又はそれを助長するおそれがあると認められるもの

(5) 営利目的に使用しておそれがあると認められるもの

(6) その他理事長が適当でないとして認めるもの

(使用料等)

第4条 ロゴマークの使用は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費は、当該使用者の負担とする。

(使用手続き)

第5条 ロゴマークを使用する場合、所定の申請書（様式第1号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、使用承認申請書の提出は不要とする。

(1) 平和文化センター又は広島市及び広島市の外郭団体が主催又は共催する事業に使用するもの

(2) 平和文化センター又は広島市及び広島市の外郭団体が後援しているもの

(使用承認)

第6条 理事長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、ロゴマークの使用を適当と認めるときは、速やかに使用を承認するものとする。

2 理事長は、前項の規定による使用を承認する場合には、速やかに、当該申請者に対し、その承認の内容及びこれに付した条件を通知するものとする。

3 理事長は、使用を承認しない旨の決定をしたときは、速やかに、当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けたものは、その承認の内容に変更が生じた場合には、所定の変更承認申請書(様式第2号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適正であるかどうかを審査し、その変更を適当と認めるときは、速やかに変更を承認するものとする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークの形状や色等を変更しないこと。但し、白黒印刷は可とする。

(2) ロゴマークの使用承認を受けた者は、その内容に沿って使用すること。

(3) ロゴマークの使用承認後、その完成品を速やかに平和市民連帯課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難であると認められる場合は、その写真をもって代えることができる。

(違反に対する取扱い)

第9条 理事長は、必要に応じ、ロゴマークを使用する者に対し、使用に関する経過報告を求め、又は調査をするものとし、調査の結果、次の各号のいずれかに該当したときは、必要な措置をとることを求め、又は使用の差し止めを求めるものとする。この場合において、ロゴマークを使用した者に損害が生ずることがあっても、平和文化センターは、その責めを負わないものとする。

(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 第5条に規定する手続きを行っていないとき。

(3) 前条の遵守事項に違反したとき。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークを使用した物品等に関する事故又苦情等が生じた場合は、使用者が自らの責任の下に、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する事故又は苦情については、平和文化センターは、一切の責任を負わないものとする。

(委任規定)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。